

マネジメントリポート

役員のための財務税務会社法ニュース

今回のテーマ： 株券電子化（発行会社に求められる対応）

2009年1月を目処に上場企業の株券が電子化される見込みです。株券電子化に伴い株主に求められる対応は、最近、新聞等において多く取り上げられています。今回は、発行会社に求められる対応についてです。なお、2009年1月は、実務界（日本証券業協会等）が実施目標日として定めたものであり、2008年秋ごろに株券電子化実施日を具体的に定める政令が交付される予定です。

1 株券電子化とは

上場企業の株券が、電子化実施後は無効となり、株主の権利が証券会社などの金融機関の特定口座で電子的に管理されることです。法律上株券は“無価値”になります。

2 発行会社（上場会社）に必要な主な手続

1) 株式等振替制度への参加手続

証券保管振替機構（ほふり）に同意書等を提出する必要があります。同意書等の提出は、2008年7月から9月までに行う必要があります。また提出には取締役会決議等が必要です。

2) 端株の整理

会社法により、端株制度は廃止されましたが、従前から存在する端株については、経過措置としてその存続が認められています。しかし、株券電子化制度では、端株は取り扱われず、端株採用会社においては、株券電子化実施前に端株を整理する必要があります。具体的には、「株式分割を行い、単元株制度を採用」や「端株の買取・買増請求の促進」等が考えられ、NTTなどでは株式分割により、また、KDDIなどでは端株の買取・買増請求を促進し、端株の整理を実施しています。

3) 特別口座に関する公告

電子化実施後のいわゆる「タンス株」を保有する株主の権利は、発行会社が信託銀行等の金融機関に開設する「特別口座」に記録されることで保全されます。発行会社においては、株券電子化実施の1ヵ月前までに特別口座に関する公告を行う必要があります。

4) 定款の変更・登記手続

株券電子化に伴い、既存の上場企業は「みなし定款変更」が適用され、株券不発行制度に移行したものとして取り扱われますが、株券電子化後の株主総会で「当社は、株式に係る株券を発行する。」の条文を削除する等の定款変更が必要になると考えられます。また、株券の発行に関する登記事項についても、発行会社の申請による変更登記の手続が必要です。

お見逃しなく！

1. 株券電子化後に上場を検討している場合

株券電子化後に上場を検討している株券発行会社の場合、事前に定款変更により既存の株券を廃止しておく必要があります。また、株主に対して株式等振替制度を採用する旨の通知や証券会社への口座の開設等、上場準備の一環として株券電子化への対応が必要となります。

2. コーポレートアクションの制限

株券電子化の実施日前後は、法令や実務上の制約から、新規上場や株式併合、株式分割等の各種コーポレートアクションが一定期間制限されます。2008年後半にかけて、株式に係るコーポレートアクションを計画している会社においては、スケジュールに留意が必要です。

3. 自社株主への対応

証券会社などに接点を持たない株主の場合、事実上、発行会社が唯一の窓口になると考えられます。自社株主に対して、株券電子化制度の周知を行うことが発行会社には求められます。